

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記の通り手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職者の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載された額）の35%とします。手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限として求人者と合意した金額とします。手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金（労働条件通知書、雇用契約書等に記載された額）の35%とします。手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限として求人者と合意した金額とします。手数料の負担者は求人者とします。

許可番号

1 3 - ユ - 3 1 2 3 3 3

事業所の名称及び所在地

株式会社アジアンネイバー
東京都新宿区信濃町1 2 番地 1
信濃町 SANMO ビル 4 階